

名古屋市告示第483号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 6年10月 8日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名		中村 行宏
施 術 所 名		中村治療院
所 在 地	旧	名古屋市昭和区北山本町 2丁目20番地
	新	名古屋市守山区四軒家一丁目1511番地
変 更 年 月 日		令和 3年11月15日

2 はり・きゅう

施 術 者 名		中村 行宏
施 術 所 名		中村治療院
所 在 地	旧	名古屋市昭和区北山本町 2丁目20番地
	新	名古屋市守山区四軒家一丁目1511番地

変 更 年 月 日	令和 3年11月15日
-----------	-------------

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課